

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂検討に係る論点整理

<前回改訂(2015年)から継続の論点>

ガイドライン目次	目次小項目	テーマ	項番	論点	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方	改訂の方向性
—	—	—	1	【NGO 提言】 11. JBIC/NEXI は、常設の第三者機関(環境社会配慮助言委員会)を設置し、支援決定前の審査にあたって、助言を得ると同時に、支援決定後のプロジェクトの環境社会配慮に関する助言を得るべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現在、JICA には環境社会配慮助言委員会が設置されており、透明性とアカウンタビリティの向上、環境社会配慮の向上等の成果が得られている。 ➢ 民間ビジネスの機動性を損なう等の懸念もあるため、試行的・選択的・効率的な運用も検討するべきである(例えば期間を限定した試行的設置を行い、特に慎重な環境社会配慮が必要なプロジェクトを選択的に助言対象とする等のアプローチも考えられる)。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境社会配慮に対する助言に係る第三機関の設置はイコールフットingの観点から他国 ECA と整合性を保つことが必要と思われる。現状、他国 ECA で常設の第三者機関を設置している例は承知しておらず、仮にこうした機関・制度が導入された場合には、国際競争に晒され迅速な対応を求められる日本企業の海外ビジネス展開が阻害される懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 他国 ECA において、ご指摘のような常設の第三者助言委員会を設置している機関は特にないとの認識。 ➢ 助言委員会の設置は、民間ビジネスの機動性を損ない、本邦企業の競争力を失わせる等の懸念があることから、新たな助言委員会の設置は考えていない。 	—
第1部 5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開	(2) 情報公開の時期と内容	情報公開	2	【NGO 提言】 10. JBIC/NEXI は、カテゴリ A のプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書入手次第速やかに公開し、また JBIC/NEXI が自自行なうモニタリング結果を公開するべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 融資決定後のプロジェクト実施段階においても、環境社会配慮が適切に実施されているか、予期されていなかった環境社会影響が生じていないか等、プロジェクトの進行に伴う状況を継続的に把握できるよう、モニタリングに関する情報が適切に公開されていることが重要である。 ➢ 現行ガイドラインでは、「プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内で、本行ウェブサイト上で公開する」と規定されているが、この内容では、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合、プロジェクト実施中の環境社会影響の状況について、何も情報が公開されないことになる。実際、現行ガイドラインの施行後、プロジェクト実施者によるモニタリング結果の JBIC/NEXI による公開は非常に限定的である。したがって、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合でも、最低限 JBIC/NEXI 自身のモニタリング確認の結果を日本で公開することが不可欠だと考える。 ➢ IFC は、影響を受ける住民に対してモニタリング結果の公開を要件としている(IFC パフォーマンススタンダード 1 para. 36)。ADB も同様の要件を定めている(ADB Safeguard Policy Statement page 16-18)。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ JBIC/NEXI より支援を受ける商業ベースのプロジェクトは他国との厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であることから、公開については一義的に扱うことは困難である。 ➢ 多くの ECA がモニタリング結果の公開を積極的に推進していない状況下で、JBIC/NEXI は可能なものについては公開しており、現行の対応はむしろ先進的といえる。 ➢ 現地において一般に公開されておらず、他国 ECA も公表していないモニタリング結果を公開する手続きの導入は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットingの原則が確保されなくなる虞がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 他国 ECA においても、ECA 自身によるモニタリング結果の公開はしておらず、イコールフットingの観点から、JBIC/NEXI が実施したモニタリング結果の公開は考えていない。 ➢ 他方、プロジェクト実施主体が実施したモニタリング結果については、そのモニタリング結果が実施国で一般に公開されている場合、JBIC/NEXI の HP で公開。 	<p>【FAQ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクト実施者の了解を前提に JBIC/NEXI のウェブで公開する旨、FAQ に追記。
第1部 5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開	(2) 情報公開の時期と内容	情報公開	3	【NGO 提言】 5. JBIC/NEXI は、国際的基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合、その背景・理由等を環境チェックレポートの結果に記載するなどの形で公開するべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現行ガイドラインでは、「環境社会配慮の適切性を確認するための基準」について、「環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、(中略)その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する」とある。これらの国際基準やグッドプラクティス等はベンチマークとして参照するとされてきたが、どのように参照されたのか、また、乖離がある場合の背景・理由等は何であるかについては、説明の機会はなく不透明だったのが実状である。(事例:インドネシア・パタン石炭火力発電事業、インドネシア・チレボン石炭火力発電事業・拡張計画等) ➢ 個別プロジェクトにおいて、これまでと同様、これらの基準等をどのように「適合」あるいは「参照」したのかが明らかに 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現状において、環境レビュー結果の公表は一部の ECA にとどまっておらず、JBIC/NEXI の情報公開は、むしろ先進的な位置づけにあると思われる。影響力の大きい国であっても実施していない ECA (Euler Hermes、USEXIM、Bpifrance 等)もあり、更に過度な手続きの導入は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットingの原則が確保されなくなる虞がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 他国 ECA では、環境レビュー結果の公開をしていない機関も少なからずあるところ、イコールフットingの考えに基づき、国際的基準等との乖離がある場合の結果の開示は考えていない。 	—

				されず、また、乖離がある場合の背景・理由等が説明されなければ、JBIC/NEXI がガイドラインの文言をどのように実践・運用しているのか、外部からは全くわからない状態が続くことが懸念される。また、こうした基準等の適合、参照状況について、全く説明がないことから、特に、当該プロジェクトの負の影響を懸念する現地住民や NGO などに対し、不用意な誤解や認識の相違による不信感を与える場合もあると考える。			
第1部 5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開	(2) 情報公開の時期と内容	情報公開	4	<p>【NGO 提言】</p> <p>9. JBIC/NEXI が環境レビューにおいて環境関連文書の翻訳版を参照した場合は、翻訳版を公開するべきである。</p> <p>➢ 翻訳版の公開は、JBIC/NEXI の環境レビューの根拠となる文書について JBIC/NEXI としての説明責任・透明性を向上させる、また、審査に対する外部からの情報提供を得る観点から、重要な規定の一つである。</p> <p>➢ 現行ガイドラインでは、5. (2)「情報公開の時期と内容」②「環境レビュー時の情報公開」において「環境社会影響評価報告書等以外に当行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書の入手状況及び当該文書」の速やかな公開が規定され、また、「環境社会影響評価報告書 (ESIA) 等を含むこれらの文書の翻訳版も、借入人等から入手した場合は、この文書に該当」することが、ガイドライン FAQ で示されている。しかし、翻訳版は、通常プロジェクトの実施国での読者を想定していないため、現地において積極的に公開されているケースは稀である。翻訳版の公開については、現地で「一般に公開されている」場合ではなく、「JBIC/NEXI が環境レビューにおいて参照した場合」とするなど、ガイドラインの改訂が必要である。</p> <p>➢ JBIC/NEXI が日本語及び英語以外の言語で書かれた環境関連文書を公開した場合、日本のステークホルダーによる情報アクセスの面で問題が生じうることは否定できない。</p> <p>➢ 国際河川でのダム開発や国境近くでの火力発電所建設など、越境環境影響が懸念される場合、影響を受ける当該地域の住民が理解できる言語でも翻訳版を公開するべきである。</p> <p>➢ 温室効果ガス高排出案件等、開発事業の環境社会影響は地球規模で生じる場合があり、当該国の公用語に加え、少なくとも英語での公開を行い、アカウンタビリティ・透明性を確保するべきである。</p> <p>➢ 翻訳の正確性の保障が不可能である点については、注記を行うことで回避できる。JBIC/NEXI が参照する翻訳版と正本版に齟齬がある状態で、環境レビューが実施され、その齟齬が重大な環境社会影響に係る内容であった場合、JBIC/NEXI は当該事業の支援の判断においてリスクを背負うことになる。情報公開をすることによって、翻訳版がより多くのステークホルダーにより精査され、環境レビューの質が上がることのメリットも考慮するべきである。</p>	<p>➢ 環境関連文書の翻訳版については、著作権の関係上、翻訳であっても公開にあたってはプロジェクト実施主体の承諾が必要と考えられる。また、仮に注記を付けたとしても、翻訳版に万一誤記がある場合や部分訳(費用対効果で必要部分のみ翻訳)を一般公開したことにより誤解を生ずる懸念について完全に払拭することは不可能であり、プロジェクト実施主体の承諾は到底得られるものではないと思われる。</p>	<p>➢ 他国 ECA においても、環境関連文書の翻訳版の公開を義務付けておらず、他国とのイコールフットイングの観点から、翻訳版の公開を義務付けることは考えていない。</p>	<p>【FAQ】</p> <p>➢ 環境社会影響評価報告書等以外に環境社会配慮確認のため借入人等/輸出者等から入手した文書やその翻訳版についても、プロジェクト実施者の了解を前提に公開する旨を FAQ に追加。</p>

<新規の論点>

ガイドライン目次	目次の小項目	テーマ	項番	論点(見直しの必要性検討ポイント) ^(注1)	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方	
前書き	—	人権	5	<p>【NGO 提言】</p> <p>1. JBIC/NEXI は、公的機関として、支援対象のプロジェクトにおける人権保護の義務を有することを明記すべきである。</p>	<p>➢ 現行ガイドラインでは、「前書き」において「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境(以下「環境」)に配慮」と規定され、また、第2部1.(3)「検討する影響の範囲」において「人権の尊重を含む社会的関心事項」と規定されている。しかし、JBIC による「人権保護」の義務については言及がない。</p> <p>➢ 「ビジネスと人権に関する指導原則:国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」(2011年)では、人権保護が国家の義務であることを明示している。また、原則4で「国家は、.....(中略).....輸出信用機関及び公的投資保険または保証機関など、実質的な支援やサービスを国家機関から受けている企業による人権侵害に対して、必要な場合には人権デューデリジェンスを求めることを含め、保護のための追加的処置をとるべき」と規定している。</p> <p>➢ IFC では、『社会と環境の持続可能性に関する政策』para. 12 において、国家による人権保護等の義務が明記されている。</p> <p>➢ OECD コモンアプローチ(2016)では、「ビジネスと人権に関する指導原則」について言及し、ECA が「人権及び基本的自由を保護するという既存の義務」について確認している。</p>	<p>➢ 産業界としても昨今の世界的な人権への配慮は重要な論点と認識している。</p> <p>➢ 「人権の尊重を含む社会的関心事項」は、既に環境ガイドラインにおいて検討を要する影響の範囲に含まれることが必要十分なレベルで記載されていると思料されるものの、今後も外部環境変化について検討を続けることは有意義と思われる。</p>	<p>➢ 現行 JBIC ガイドライン第2部において、「検討する影響の範囲」で、調査・検討すべき環境への影響に「人権の尊重を含む社会的関心事項」が含まれることを既に規定している。NEXI ガイドライン別紙1においても同様の内容を規定している。</p> <p>➢ また、現行 JBIC ガイドライン前文において、環境社会配慮について、「人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮すること」と規定し、実務的にも人権面も含めた確認を行っている。NEXI ガイドライン2. 基本方針においても同様の内容を規定し、人権面も含めた確認を実施している。</p> <p>➢ 提言にあるような人権保護に関しては国家の役割であるため、ガイドラインにはそぐわないものの、JBIC/NEXI としてもプロジェクトにおける人権面の配慮は重要なポイントと認識しており、国際的な議論やECAの役割も踏まえた対応の必要性は理解。</p>	<p>【環境ガイドライン改訂】</p> <p>➢ 人権への配慮の重要性に鑑み、以下を改訂。</p> <p>1) 環境社会配慮には人権配慮が含まれることを明記(JBIC 前書き、NEXI 2.)</p> <p>2) 人権への重大な負の影響を及ぼす可能性があるカテゴリ A 案件について、人権配慮確認を行う旨明記。(JBIC 第1部4.(3)、NEXI 3.(3))</p> <p>3) プロジェクト実施主体者による苦情受付窓口設置推奨を明記(JBIC 第2部(5)、NEXI 別紙1.(5))</p>
第1部 4.環境社会配慮 手続き(3)カテゴリ 別の環境レビ ュー	—	非自発的 住民移転	6	<p>【NGO 提言】</p> <p>6. 大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合、住民移転計画(必要に応じ生計回復計画を含む)の提出を JBIC/NEXI が環境レビューを行うための要件とすべきである。</p>	<p>➢ 現行ガイドラインでは、4.(3)「カテゴリ別の環境レビュー」において「カテゴリAプロジェクトについては、借入人等から、以下の文書が提出されなければならない。当行は、これらの文書の提出を受けて、環境レビューを行う。① プロジェクトに関する環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書、② 大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合にあっては住民移転計画(必要に応じ生計回復計画を含む)、③ 先住民のための対策を要するプロジェクトの場合にあっては先住民計画」と規定されている。しかし、住民移転計画等が提出されていないにもかかわらず、環境レビューが進められているケースが認められた。(事例:ベトナム・バンフォン1石炭火力発電事業)</p>	<p>➢ 住民移転計画等については、プロジェクト実施国が国家的な判断から策定する場合がありますが、第三国である我が国が住民移転計画等を入手することすらできないケースも予想されるため、一律の要件化は、実効性において相当程度の困難が伴うものと思われる。</p>	<p>➢ 住民移転計画は、プロジェクト実施国の当局が策定し、開示が望ましくない情報が含まれるなど、事業主体としても入手困難な場合があるものと認識しており、一律に求めることは難しい。</p>	—
第1部 4.環境社会配慮 手続き(3)カテゴリ 別の環境レビ ュー	—	人権	7	<p>【NGO 提言】</p> <p>2. JBIC/NEXI は、環境レビューにおいて、環境社会配慮が適切に実行されるかどうかを確認するため、相手国国内・プロジェクト対象地域の人権状況(ステークホルダーによる認識も含む)を把握すべきである。</p>	<p>➢ プロジェクトが適切に実施されるためには、地域住民等のステークホルダーが十分な情報を元に事業の準備や実施における協議、被害の申し立てなどに関わることができなくてはならない。しかし、言論の自由などの自由権が十分に保障されていない場合、文化的に適切かつ双方向のプロセスに基づく意味ある協議や被害申し立ては困難となる。また、教育、保健医療などの社会権が十分に実現されていない社会においては、非自発的移転などによる影響が深刻になりがちである。したがって、適切な環境社会配慮がなされるかを確認するため、自由権及び社会権を含む人権状況についての基本的な情報が必要であると考え。さらに、プロジェクトの派生的・二次的な影響やライフサイクル</p>	<p>➢ プロジェクトのリスク管理の一環としても環境社会の観点からの配慮確認は重要と考えるが、現在の記載内容に準拠することで支援対象プロジェクトにおいて必要とされる人権面の対応は十分に可能であると理解している。</p> <p>➢ 国際スタンダードに準拠した環境社会配慮を行っている企業に対して追加的なプロセスを求めることは、他国 ECA とのイコールフットリング及び時間軸の観点からプロジェクト組成の負担になる可能性があるため、環境社会配慮面に加え、迅速なプロジェクト組成面も配慮した対応を考慮いただきたい。</p>	<p>➢ 現行 JBIC ガイドライン第2部において、「検討する影響の範囲」で、調査・検討すべき環境への影響に「人権の尊重を含む社会的関心事項」が含まれることを、既に規定している。NEXI ガイドライン別紙1においても同様の内容を規定している。</p> <p>➢ IFC PS 等の国際的な適合基準において、相手国国内・プロジェクト対象地域における自由権や社会権を含む広範な人権は確認対象とはされていないと認識。JBIC/NEXI としては、IFC PS に沿って、必要な情報を収集しつつ、対象プロジェクトに関連する人権に対す</p>	項番5参照

				<p>に渡る影響を考慮する上で、相手国国内の全般的な人権状況が深く関わっているケースもあり、人権状況の把握が重要である。(事例:インドネシア・バタン石炭火力発電事業、ミャンマー・複合不動産開発・運営事業)</p> <p>➢ 現行ガイドラインでは、3. (2)「当行による環境社会配慮確認」において「当行は、環境レビューにおいて、本ガイドラインに照らし、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、1)プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2)プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されるかどうかを確認する」と規定されている。しかし、自由権及び社会権に関わる人権状況の確認については特筆されていない。</p> <p>➢ IFC『社会と環境の持続可能性に関する政策』para. 12 では、人権に関して「顧客によるリスク・影響特定プロセスの水準や質に係るデューデリジェンスを実施する」ことが明記されている。</p> <p>➢ OECD コモンアプローチ para. 14 では、「プロジェクトに関連する深刻な人権影響が生じる可能性が高い場合、プロジェクトの環境社会レビューが特定の人権デューデリジェンスによって補完される必要性」に言及している。</p>		<p>る配慮確認を行っていく考えである。</p>		
<p>第1部 5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開</p>	<p>(1) 基本的考え方</p>	<p>情報公開</p>	<p>8</p>	<p>【NGO 提言】</p> <p>7. JBIC/NEXI は、ステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮に関する情報提供があった場合、また情報提供の求めがあった場合、適切かつ速やかに回答するべきである。</p> <p>【NGO 要請(2021年7月12日提出)】</p> <p>2. JBIC は、JBIC ガイドラインの適切な運用のためにも、ステークホルダーの情報提供を滞りなく確実に受け取ることができるよう、適切な再発防止策を講じること。現行のメールアドレスによる情報提供に加えて、フォーム等でも情報提供できるようにするなど、画像や映像も含めた情報提供を国内外のステークホルダーが確実に受け取れる体制を整えること。</p>	<p>➢ 現行ガイドラインでは、5. (1)「基本的考え方」において「ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」、また「第三者に対し、求めに応じて当行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う」と規定されている。しかし、ステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮に関する懸念や要請等を書簡で受け取る、つまり、情報提供があった場合や情報提供の求めがあった場合でも、当該ステークホルダーへの返信を行っていないケースが散見される。問題の早期解決・改善のためにも、JBIC/NEXI はステークホルダーに適切な方法・様式で、速やかな回答をするべきである。(事例インドネシア・バタン石炭火力発電事業及びインドネシア・チレボン石炭火力発電事業・拡張計画、ベトナム・ハイフォン石炭火力発電事業)</p> <p>➢ 異議申立手続きでは、JBIC/NEXI との事前の対話を異議申立ての要件としているが、そもそも JBIC/NEXI からの返答がなければ対話は成立しない。</p>	<p>—</p>	<p>➢ JBIC ガイドラインでは、ステークホルダーから情報提供または情報提供の求めに関して、「様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。」「第三者に対し、求めに応じて当行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。」と規定している。これを踏まえ、JBIC は、ステークホルダーを含む第三者等からの具体的な指摘や情報提供に関しては、その内容を踏まえつつ、必要に応じて関係者との面談も行いながら、事実関係の確認や対応を行ってきている。なお、NEXI においても同様に対応を行ってきている。</p> <p>➢ また、7月12日付で受領した要請書に基づく追加論点に関しては、要請内容やコンサルテーション会合でのご意見も踏まえながら、再発防止策として、ステークホルダーを含む第三者からの情報提供を滞りなく確実に受け取ることができる体制の構築を検討していく。</p>	<p>【環境ガイドライン改訂(NEXI)】</p> <p>➢ NEXI ガイドラインに記載の無かったステークホルダー等との情報交換について追記。(NEXI 6.)</p>
<p>第1部 5. 本行の環境社会配慮確認にか</p>	<p>(2) 情報公開の時期と内</p>	<p>情報公開</p>	<p>9</p>	<p>【NGO 提言】</p> <p>8. JBIC/NEXI は、融資等に係る意思決定に先立ち十分</p>	<p>➢ 現行ガイドラインでは、5. (2)「情報公開の時期と内容」①総論において「情報公開は、原則としてウェブサイトにおいて、情報の入手後できるだけ速やかに行う」とされ、「②</p>	<p>—</p>	<p>➢ JBIC ガイドラインでは、環境社会配慮確認にかかる情報公開に関しては、総論で「情報公開は、原則として当行ウェブサイトにおいて、</p>	<p>【FAQ】</p> <p>➢ 環境社会影響評価報告書等以外に環境社会配慮確認のため借入</p>

<p>かる情報公開</p>	<p>容</p>		<p>な時間的余裕を確保できる よう、以下のタイミングで速 やかに情報公開を行うべき である。</p> <p>(i) プロジェクトの名称、国 名、場所、プロジェクトの 概要、セクター、カテゴリ 分類及びその根拠は、 借入人等によるスクリー ニングフォームの提出を 受けてスクリーニングを 終了した後、かつ、カテ ゴリ A のプロジェクトに ついては実査を行う前</p> <p>(ii) カテゴリA及びカテゴリB のプロジェクトに係る環 境社会影響評価報告書 等の入手状況及び当該 文書は、借入人等から 当該文書の提出を受け た後</p> <p>(iii) 大規模な非自発的住民 移転または大規模な生 計手段の喪失が発生す るプロジェクトにおける 住民移転計画（必要に 応じ生計回復計画を含 む）、また、先住民族の ための対策を要するプ ロジェクトにおける先住 民族計画の入手状況及 び当該文書は、借入人 等から当該文書の提出 を受けた後</p> <p>(iv) 上記以外の環境社会 配慮確認に係る文書の うち、プロジェクト実施 主体者や相手国政府か ら情報公開について同 意が得られた文書の入 手状況及び当該文書 は、借入人等から当該 文書の提出を受けた後</p>	<p>環境レビュー時の情報公開」において、スクリーニング結果 の情報公開、環境社会影響評価報告書等の情報公開、環 境社会影響評価報告書等以外の文書の情報公開に関す る規定がある。しかし、スクリーニング結果の情報は、環境 社会影響評価報告書等の情報公開と同じタイミングで公開 されているのが実状である。またカテゴリAプロジェクトにお いて、スクリーニング結果の情報が公開されぬまま実査が 行われているケースや、環境社会影響評価報告書等に係 る情報が入手後速やかに公開されていないケースも散見さ れる。問題の早期解決・改善のためにも、JBIC/NEXI はス テークホルダーからの情報提供が早期に行われることを促 進するため、これらの情報を速やかに公開することが重要 であると考え。 (事例: インドネシア・チレボン石炭火力発 電事業・拡張計画、ベトナム・ギソン 2 石炭火力発電事業)</p> <p>➤ 大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪 失が発生するプロジェクト、また、先住民族のための対策を 要するプロジェクトの場合、住民移転計画(必要に応じ生計 回復計画を含む)及び先住民族計画は、それらの提出が 環境レビューを行うための要件である他、ガイドライン第 2 部において現地での公開が要件として規定されている。し たがって、その入手状況及び当該文書は原則公開される べきである。</p> <p>➤ 上記以外の環境社会配慮確認に係る文書も、JBIC/NEXI の環境レビューの根拠となる文書の一つであり、 JBIC/NEXI としての説明責任・透明性を向上させる、また、 審査に対する外部からの情報提供を得る観点から、情報 公開を積極的に行うべきである。したがって、JBIC/NEXI は、「プロジェクトの実施国で一般に公開されている」か否 かを公開対象の基準とするのではなく、プロジェクト実施主 体者や相手国政府に対して情報公開の重要性を説明し、 同意を得られるよう努力するべきと考える。</p>		<p>情報の入手後できるだけ速やかに行うものと する。」と規定したうえで、各フェーズにおける 公開対象情報について規定している。また、 NEXI ガイドラインでは、「スクリーニングを終 了したときは、できるだけ速やかに、プロジェ クトの名称」等を公開すること、「環境社会配 慮確認のために輸出者等から入手した環境 社会影響評価報告書等」についても速やか に公開すること等を規定している。</p> <p>➤ JBIC/NEXI は、ガイドラインの定めに沿って、 今後も速やかな情報公開に努める。プロジェ クト実施主体者や相手国政府から情報公開 について同意が得られた文書の公開の考え 方については、適切な対応を検討。</p>	<p>人等／輸出者等から入手した文書 やその翻訳版についても、プロジェ クト実施者の了解を前提にウェブ で公開する旨 FAQ に追加</p>
---------------	----------	--	--	--	--	---	--

<p>第1部 5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開</p>	<p>(2) 情報公開の時期と内容</p>	<p>情報公開</p>	<p>10</p>	<p>【NGO 提言】 4. JBIC/NEXI は、CO2 換算で年間 2 万 5 千トン超の温室効果ガス排出が想定されるプロジェクトにおいて、意思決定前に推定排出量を定量化・公開するべきである。</p>	<p>▶ IFC パフォーマンススタンダード 3 para. 8 では、CO2 換算で年間 2 万 5 千トン超の温室効果ガスを排出するプロジェクトにおける GHG ガスの定量化を要件としている。また、IFC は当該プロジェクトの想定排出量を Environmental and Social Review Summary (ESRS) に含めて公開することが要件となっている (IFC Access to Information Policy para. 31)。 ▶ 赤道原則 (原則 10) では、プロジェクト操業期間中の年間 GHG 排出量が 10 万トン超の場合、毎年、排出量を公開することが要件となっており、年間排出量 2 万 5 千トン超の場合は公開を促すことになっている。</p>	<p>▶ 情報開示に際しては商業上の機密や競争環境に十分な配慮が必要であると考ええる。 ▶ データの正確性の確保を含め、過度な要求は本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットイングの原則が確保されなくなる虞がある。また、OECD 環境コモンアプローチにおいては定量化・公開の必要性についての要求はないものと理解している。</p>	<p>▶ JBIC/NEXI ガイドラインでは、温室効果ガスに関して、第 2 部 1.(3)(JBIC) / 別紙 1(3)(NEXI) にて「大気には温室効果ガスを含みうるが、これに関する具体的な環境社会配慮の要件等については、コモンアプローチを踏まえた対応を行う。」と規定しており、その運用においても、JBIC/NEXI はコモンアプローチに沿った確認及び対応を行っている。 ▶ 推定排出量の定量化・公開に関しては、国際的な潮流やイコールフットイングの観点も踏まえつつ、慎重に検討すべきであり、その対応については OECD における議論等も踏まえて検討していく。</p>	<p>—</p>
<p>第2部 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮</p>	<p>(5) 社会的合意及び社会影響</p>	<p>社会的合意</p>	<p>11</p>	<p>【NGO 提言】 12. 「保安要員の利用、あるいは、要請・黙認による当該国の軍・警察等の関与が、地域住民・労働者の安全や人権を侵害してはならないこと」を要件とするべきである。</p>	<p>▶ 現行ガイドラインの運用上、保安要員や軍・警察等による地域住民の安全や人権に係るリスクについては、どのような点で確認が行われているのか明確ではない中、軍・警察等が協議等に同席する場合に地域住民の表現の自由等の人権が侵害されているケースが散見される。地域住民の適切な参加を確保するため、保安要員や地域住民・労働者の安全等に係る規定について、ガイドライン (例えば、JBIC ガイドライン第 2 部 1.(5)) に明示的に盛り込むべきである。(事例: インドネシア・バタン石炭火力発電事業) ▶ IFC パフォーマンススタンダード 4『地域社会の衛生・安全・保安』para. 12~14、また世界銀行 ESS 4 の para. 24~27 では、プロジェクトにおける保安要員等の使用に伴い生じるリスクに関して要件を規定している。</p>	<p>▶ 現行の環境ガイドラインでは、地域社会の安全、衛生、保安について検討する影響の範囲として十分と思われる内容が含まれており、あらたな要件の付加は特段不要と考える。また、OECD 環境コモンアプローチに準拠した内容が合理的であると思料する。</p>	<p>▶ JBIC/NEXI ガイドラインでは、第 2 部 1.(3)(JBIC) / 別紙 1(3)(NEXI) にて、「検討する影響の範囲」として、調査・検討すべき環境への影響には「地域社会の衛生・安全・保安等」が含まれることを規定し、警備要員の利用についての確認に関しては、FAQ3.10 (JBIC) / FAQ28 (NEXI) で、IFC パフォーマンススタンダードが求める事項を含め詳述している。 ▶ また、環境チェックリスト (全セクター共通) では、「地域社会の衛生・安全・保安」の環境項目において、「プロジェクトに関係する警備要員が、プロジェクト関係者・地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか」という点を主なチェック事項の一つとして挙げていることに加えて、実際の運用においては、警備要員の利用に関しても、IFC PS 等の国際的な基準との適合性の確認を行いながら環境レビューを実施している。</p>	<p>【環境ガイドライン改訂】 ▶ IFC PS の内容を踏まえ、協議のあり方について追記 (JBIC 第 2 部 (5)、NEXI 別紙 1(5))</p>
<p>第2部 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮</p>	<p>(5) 社会的合意及び社会影響</p>	<p>社会的合意</p>	<p>12</p>	<p>【NGO 提言】 13. 社会的合意の要件として挙げられている「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議」について、「地域住民等のステークホルダーとの文化的に適切かつ双方向 (操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状態での) の協議」とより具体的に明記し、要件とするべきである。</p>	<p>▶ 現行ガイドラインでは、第 2 部 1.(5) において、地域住民等のステークホルダーとの協議について「十分な協議」という協議の在り方に係る規定はあるものの、威圧や脅迫等の下で表現の自由など基本的人権が脅かされているケースにおいて、JBIC/NEXI が協議の在り方に係る問題点を認識していないケースが散見される。地域住民との意味ある協議を確保するため、ガイドラインに協議の在り方をより具体的に盛り込むべきである。(事例: インドネシア・バタン石炭火力発電事業、インドネシア・チレボン石炭火力発電事業・拡張計画等) ▶ IFC では、パフォーマンススタンダード 1『環境・社会に対するリスクと影響の評価と管理』para. 30 の中で、「効果的な協議」について「外的な操作、干渉、威圧、脅迫のない」「双方向のプロセス」であることが要件として規定されている。 ▶ 世界銀行 ESS 10 の para. 7 及び para. 22 では、「意味ある協議」が「文化的に適切な方法」による協議であり、また「双</p>	<p>(項番 11 と同様) ▶ 現行の環境ガイドラインでは、地域社会の安全、衛生、保安について検討する影響の範囲として十分と思われる内容が含まれており、あらたな要件の付加は特段不要と考える。また、OECD 環境コモンアプローチに準拠した内容が合理的であると思料する。</p>	<p>▶ JBIC/NEXI ガイドラインでは、社会的合意及び社会影響に関して、第 2 部 1.(5)(JBIC) / 別紙 1(5)(NEXI) にて、「プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては・・・(中略)・・・情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。」と規定している。 ▶ 実際の運用においては、地域住民等のステークホルダーとの協議に関しても、IFC PS 等の国際的な基準との適合性の確認を行いながら環境レビューを実施している。</p>	<p>項番 11 参照</p>

					方向のプロセス」としての協議であることが示されており、その具体的な記述として、「操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない」協議であることが明記されている。			
第2部 1.対象プロジェクトに 求められる環境 社会配慮	(7) 非自 発的住 民移転	非自発的 住民移転	13	【NGO 提言】 14. 非自発的住民に伴う移 転・補償の合意にあつて は、「対象者は移転及び補 償内容に対する合意書の 内容を理解していなければ ならず、また合意書は対象 者に渡されていない」こと を要件とするべき である。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現行ガイドラインでは、補償に関する合意書については規定がなく、「対象者との合意の上で」という文言はあるものの、実際には、合意する際、つまり、合意書に署名をする際、対象者が合意書の内容を理解しないまま署名してしまうケースがこれまでにあった。そうしたケースの多くの場合、合意書、もしくは、その複写さえ、対象者の手元に残されていなかったため、後日、合意の内容を確認できず、曖昧なまま、正当な補償措置を受けられない対象者がいる。もしくは、その補償措置が正当であるかどうか確認できない状況がある。 ➢ 影響を受ける地域住民からの合意取得にあつては、合意内容を対象者が理解していることが当然の前提であり、その正当性を確認するため、合意書が対象者に対して交付される必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国によって対応すべき状況が異なることが想定され、一義的に扱うことは困難と思われる。また、国際的水準を超える過度な要求は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットINGの原則が確保されなくなる虞がある。JBIC/NEXI のガイドラインにおいて参照すべき対象としている IFC など国際的基準に準拠した内容が合理的と史料する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ JBIC/NEXI ガイドラインでは、非自発的住民移転に関して、第2部 1.(7)(JBIC)／別紙 1(7)(NEXI)にて、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられること、対策の立案・実施・モニタリングには被影響者の適切な参加が促進されていること、被影響住民からの苦情に対する処理メカニズムを整備すること等を原則として規定し、同規定及び IFC PS 等の国際的な基準との適合性の確認を行いながら環境レビューを実施している。 ➢ 合意書の取り交わしの義務付けに関しては、IFC PS 等の国際的な基準においても特に規定されておらず、移転や補償内容の合意に関する規定は、現行環境ガイドラインの内容で十分であると考えている。 	—
第2部 1.対象プロジェクトに 求められる環境 社会配慮	(7) 非自 発的住 民移転	非自発的 住民移転	14	【NGO 提言】 15. 非自発的住民移転及び 生計手段の喪失に係る「補 償の基準が公開され、一貫 性をもって各損失資産に適 用されなければならない」こ とを要件とするべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現行ガイドラインでは、補償が「再取得価格に基づき」行われなければならないという規定はあるものの、再取得価格の算出根拠やその基準額(具体的な単価数値)の公開については規定がなく、補償対象である影響住民が算出根拠や補償基準を知る機会が確保されていない、つまり、補償対象者が補償額について適切に交渉するための情報提供が不十分であるケースが見られる。また、補償基準に一貫性がなく、同様の条件下にある補償対象者の中で補償受領額に不公平が生じているケースも見られる。したがって、不透明な補償交渉や汚職・不正を未然に防止するためにも、補償基準や算出根拠の公開が要件とされるべきである。(事例:インドネシア・パタン石炭火力発電事業) ➢ IFC では、パフォーマンススタンダード 5『用地取得と非自発的移転』para. 9 の中で、「移転の影響を受けるあらゆるコミュニティ及び個人に対し、補償基準が透明性のある状態で、一貫性をもって適用される」ことが要件として明記されている。 ➢ 世界銀行 ESS 5 の para. 13 では、補償基準が公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならないこと、また、補償の算出基準が文書化され、影響住民に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされることが求められている。 	(項番 13 と同様) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国によって対応すべき状況が異なることが想定され、一義的に扱うことは困難と思われる。また、国際的水準を超える過度な要求は、本邦企業による他の OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットINGの原則が確保されなくなる虞がある。JBIC/NEXI のガイドラインにおいて参照すべき対象としている IFC など国際的基準に準拠した内容が合理的と史料する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ JBIC/NEXI ガイドラインでは、非自発的住民移転に対する補償に関して、第2部 1.(7)(JBIC)／別紙 1(7)(NEXI)にて、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない」と規定している。 ➢ 環境レビューにおいては、上記ガイドラインの規定及び IFC PS 等の国際的な基準との適合性の確認を行いながら環境レビューを実施しており、被影響住民等に対する補償の基準の透明性及び一貫性についても確認を行っている。 	【環境ガイドライン改訂】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ IFC PS の内容を踏まえ、補償のあり方について追記。(JBIC 第2部(7)、NEXI 別紙 1(7))

—	—	—	<p>15 【NGO 提言】</p> <p>3. JBIC/NEXI は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD) 勧告に基づいて、気候変動のリスクと機会に関する情報を開示すべきである。</p>	<p>➢ JBIC は金融市場で債券を発行し、資金調達を行っていることから、投資家に気候変動リスク及び機会を説明する責任がある。国内外において大手金融機関の TCFD に基づいた情報開示は一般的になっており、JBIC の将来の安定的な資金調達を鑑みれば、早急に取り組むべき課題である。</p> <p>➢ JBIC 及び NEXI は TCFD の賛同機関である。</p>	—	<p>➢ TCFD 勧告に基づく情報公開に関しては、重要な取り組みではあるものの、環境ガイドラインそのものの見直しの議論とは異なる論点と考えている。</p> <p>➢ なお、JBIC は 2021 年 10 月 28 日付で ESG ポリシーを公表し、「JBIC は、気候関連財務情報開示の重要性を認識し、2019 年 10 月に、金融安定理事会(FSB)が設置したタスクフォース(気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD))の趣旨に賛同を表明しており、TCFD 提言に賛同する企業等が一体となって議論する場として設立された TCFD コンソーシアムにも参画しております。今後、TCFD のフレームワークを踏まえた情報開示を推進していきます。」と公表している。NEXI は 2021 年 10 月 29 日付けプレスリリースにて「NEXI は 2019 年に TCFD に賛同し、日本企業の気候変動に係る情報開示の普及に協力して参りましたが、今後、NEXI として Scope 3 を含め TCFD に基づく情報開示の実施に向けて取り組んでまいります。」と公表している。</p>	—
<p>第 2 部</p> <p>2. カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書</p>	—	情報公開	<p>16 【NGO 追加論点(2021 年 8 月 25 日提出)】</p> <p>JBIC/NEXI は「カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書」の原則のひとつに、当該文書において影響評価のみならず、回避・緩和策についても含めることを明記すること。</p>	<p>➢ 現行ガイドライン第 2 部 1 において「環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない」と規定されている。また、第 2 部 2 のカテゴリ A に必要な環境影響評価報告書において、OECD コモンアプローチに規定される事項が記述されることが望ましいとされており、その中には緩和策等が含まれている。</p> <p>➢ 現在 JBIC が融資検討中の豪州パロツサガス開発事業では、回避・緩和策が含まれている Environmental Plan(EP) は環境レビュー上不要の文書であり、環境影響評価報告書ではないとして公開されていない。</p> <p>➢ 環境影響評価報告書には回避・緩和策が含まれていなくてもよいとする間違った解釈を是正するためには、第 2 部 1 の記載に加えて、第 2 部 2 でも明示する必要がある。</p>	—	<p>➢ JBIC/NEXI ガイドラインでは、環境社会影響評価報告書に関しては、第 2 部 2.(JBIC)／別紙 2(NEXI)にて、「環境社会影響評価報告書には、コモンアプローチに規定される事項が記述されていることが望ましい」と規定している。</p> <p>➢ ESIA における緩和策の項目の義務付けに関しては、IFC PS 等の国際的な基準においても特に規定されておらず、ESIA に関する規定は、現行環境ガイドラインの内容で十分であると考えている。</p>	—
<p>第 1 部</p> <p>4.環境社会配慮確認手続き(3)カテゴリ別の環境レビュー</p> <p>5.当行の環境社会配慮確認にかかる情報公開(2)情報公開の時期と内容</p> <p>第 2 部</p> <p>2.カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書</p>	—	—	<p>17 【NGO 追加論点(2021 年 11 月 22 日提出)】</p> <p>カテゴリ A に分類されるプロジェクトが当該国の環境アセスメントの手續制度の対象とならない場合においても、「第 2 部 2.カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書」の para 2 以降の要件を満たす環境社会影響評価報告書(プロジェクトによっては異なる名称の場合もある)が作成され、JBIC/NEXI に提出されるべきであ</p>	<p>➢ JBIC 現行ガイドラインでは、「第 2 部 2.カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書」の para 1 において、「当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手續を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない。」とのみ書かれているが、「当該プロジェクトがその対象とならない場合」に必要な措置についても明記するべきである。</p> <p>➢ カテゴリ A のプロジェクトについては、「第 1 部 4. 環境社会配慮確認手続き(3)カテゴリ別の環境レビュー-カテゴリ A」において、環境社会影響評価報告書の「提出を受けて、環境レビューを行う」ことが明記されていることから、当該国の環境アセスメント手續制度の対象とならない場合においても、環境社会影響評価報告書の提出が原則として求められている。</p>	—	<p>➢ JBIC/NEXI は、カテゴリ A 案件においてプロジェクト実施国の環境アセスメント手續制度に基づく環境社会影響評価報告書が作成されない場合、その他環境社会配慮確認に利用可能な文書等に基づき環境レビューを実施し、ガイドラインに基づく情報公開をしている。</p> <p>➢ その他環境社会配慮確認に利用可能な文書等に関しては、当該国の別の現地法制に基づき作成される文書も含まれ、国やプロジェクト毎にその内容も形式も異なることから、第 2 部 2.の para 2 (JBIC)／別紙 2 の para 2 (NEXI)以降の項目を一律で求めることは適切ではないと考えている。</p>	<p>【FAQ】</p> <p>➢ 当該国環境アセスメントの手續制度がない、または手續制度はあるが当該プロジェクトがその対象外であるため環境社会影響評価報告書が作成されない場合の対応について FAQ に追加。</p>

				る。また、JBIC/NEXI は当該文書入手後、速やかにウェブサイトにおいて公開すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ カテゴリ A のプロジェクトについては、「第 1 部 5. 当行の環境社会配慮確認にかかる情報公開(2)情報公開の時期と内容②環境レビュー時の情報公開」において、「環境社会配慮確認のため借入人等から入手した環境社会影響評価報告書等の入手状況及び環境社会影響評価報告書等」を環境レビュー時に情報公開することが規定されている。(事例: 豪州 LNG カナダプロジェクト) 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ ただ、当該国環境アセスメントの手続き制度がない、または手続制度はあるが当該プロジェクトがその対象外であるため環境社会影響評価報告書が作成されない場合の対応については、明確化のため FAQ での追加を検討。 	
第 1 部 4. 環境社会配慮 確認手続き	(2)カテゴリ 分類 (3)カテゴリ別の環境レビュー (4)モニタリング	18	【NGO 追加論点(2021 年 12 月 7 日提出)】 JBIC が特定のプロジェクトに関係なく株式取得や金融支援を行う場合、カテゴリ FI に準じた環境社会配慮確認を行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ JBIC 現行ガイドラインでは、「第 1 部 4. 環境社会配慮確認手続き」において、「カテゴリ FI」の規定はあるものの、JBIC が特定のプロジェクトに関係なく株式取得や金融支援を行う場合の環境社会配慮確認手続きについて、明確な規定がない。JBIC が株式取得等を行う場合でも、JBIC の出資等を受ける当該法人等が行うプロジェクトや取引において、ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう、JBIC は確認及びモニタリングを行うべきであり、その旨の規定がガイドライン上明記されるべきである。 ➢ IFC では、『環境と社会の持続可能性に関する政策』para. 37 において、最終用途が特定されていない株式取得や金融支援において、para.33 の規定(金融仲介者等へのエンゲージメントや要件に係る規定)を適用することが明記されている。(事例: 星法人 AGP International Holdings Pte. Ltd. (AGP) 出資案件) 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ JBICI ガイドラインでは、JBIC が行う全ての出融資・保証を「融資等」と定義したうえで、融資等を受けるプロジェクトにおける環境社会配慮に関して、第 1 部 1.にて「当行は、融資等を受けるプロジェクトにおいて本ガイドラインで示すプロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われるよう、融資等の契約(以下「融資契約」)等を通じてその確保に最大限努力する。当行は、融資等の意思決定以降においても、一定期間、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう借入人等に対するモニタリングや働きかけを行う。」と規定し、第 1 部 6.にて「当行は、プロジェクトの環境社会配慮が適切ではないために、プロジェクトが環境に望ましくない影響を与えようとする場合、適切な環境社会配慮がなされるよう借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。」と規定している。 ➢ 上記の規定に基づき、特定のプロジェクトに関係がない融資等においても、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう借入人等に対する働きかけを行うこととしている。そうした場合の対応について、明確化のため FAQ の追加を検討。 	【FAQ】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定のプロジェクトと関係がない株式取得等の融資等を行う場合の環境社会配慮確認について FAQ に追加。 	

(注 1) 以下の提出によるもの。

「国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮ガイドラインの改訂に対する NGO 提言」(国際環境 NGO FoE Japan、「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、メコン・ウォッチ:2021 年 2 月 16 日提出)

「豪州ウェイトシア 2 ガス採掘事業における JBIC 環境社会配慮ガイドライン不遵守の是正と再発防止策の徹底を求める要請書」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、国際環境 NGO FoE Japan、メコン・ウォッチ:2021 年 7 月 12 日提出)

「環境社会配慮ガイドライン改訂コンサルテーションにおける追加論点の提出」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、国際環境 NGO FoE Japan、メコン・ウォッチ:2021 年 8 月 25 日提出)

「JBIC 及び NEX の環境社会配慮ガイドライン改訂に関する追加論点の提出」(国際環境 NGO FoE Japan、「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、メコン・ウォッチ:2021 年 11 月 22 日提出)

「JBIC の環境社会配慮ガイドライン改訂に関する追加論点「JBIC による株式取得にあたっての環境社会配慮確認」の提出」(国際環境 NGO FoE Japan、「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、メコン・ウォッチ:2021 年 12 月 7 日提出)

(注 2) 以下の提出によるもの。

「国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する要望書」(一般財団法人エンジニアリング協会、一般社団法人日本貿易会、日本鉄道システム輸出組合、日本機械輸出組合:2021 年 4 月 20 日提出)